

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月2日

【発行者名】 F C インベストメント・リミテッド  
(FC Investment Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム  
(Lee Wai Lim)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付  
(c/o Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造  
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
FC Tトラスト 海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド  
(FC T Trust - Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund)  
上記FC Tトラストは、アンブレラ・ファンドの形態を有しますが、そのサブ・ファンドである海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンドの受益証券が本届出の対象です。

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月29日に提出した有価証券届出書（2019年6月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）につきまして、2020年3月2日付でファンドの保管会社に変更されますのでこれに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

（注）訂正部分は下線で示します。

[次へ](#)

## 第一部 証券情報

### （５）申込手数料

#### <訂正前>

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.24% <sup>(注)</sup> （税抜3.00%、税0.24%）
1万口以上5万口未満	申込金額の2.70% <sup>(注)</sup> （税抜2.50%、税0.20%）
5万口以上	申込金額の2.16% <sup>(注)</sup> （税抜2.00%、税0.16%）

(注) 消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みです。引上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、それぞれ3.30%（1万口未満）、2.75%（1万口以上5万口未満）および2.20%（5万口以上）となります。

#### <訂正後>

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%、税0.30%）
1万口以上5万口未満	申込金額の2.75%（税抜2.50%、税0.25%）
5万口以上	申込金額の2.20%（税抜2.00%、税0.20%）

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### （１）ファンドの目的及び基本的性格

##### 基本的性格

#### <訂正前>

（前略）

基本信託証券に従い、FCインベストメント・リミテッドは、ファンドの管理会社として行動し、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金を投資します。管理会社は、管理事務の職務を受託会社およびSMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委任しています。G.A.S.（ケイマン）リミテッドは、基本信託証券の規定に従って、ファンドの受託者および保管会社として行動するほか、保管会社としての一定の役割をスミトモ・ミツイ・トラスト（UK）リミテッド（以下「保管会社」といいます。）に委任しており、登録名義書換代行会社および名義書換代行会社としての一定の役割をSMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドに委任しています。受益者の主たる受益者名簿は、ダブリンにおいて管理事務代行会社により保有されます。

基本信託証券は、ケイマン法に準拠します。すべての受益者は、基本信託証券および補遺信託証券の条項により権利を与えられ、規定され、これらの条項が通知されたものとみなされます。

#### <訂正後>

（前略）

基本信託証券に従い、FCインベストメント・リミテッドは、ファンドの管理会社として行動し、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金を投資します。管理会社は、管理事務の職務を受託会社およびSMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委任しています。G.A.S.（ケイマン）リミテッドは、基本信託証券の規定

に従って、ファンドの受託者および保管会社として行動するほか、保管会社としての一定の役割を三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店<sup>(注)</sup>(以下「保管会社」といいます。)に委任しており、登録名義書換代行会社および名義書換代行会社としての一定の役割をSMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに委任しています。受益者の主たる受益者名簿は、ダブリンにおいて管理事務代行会社により保有されます。

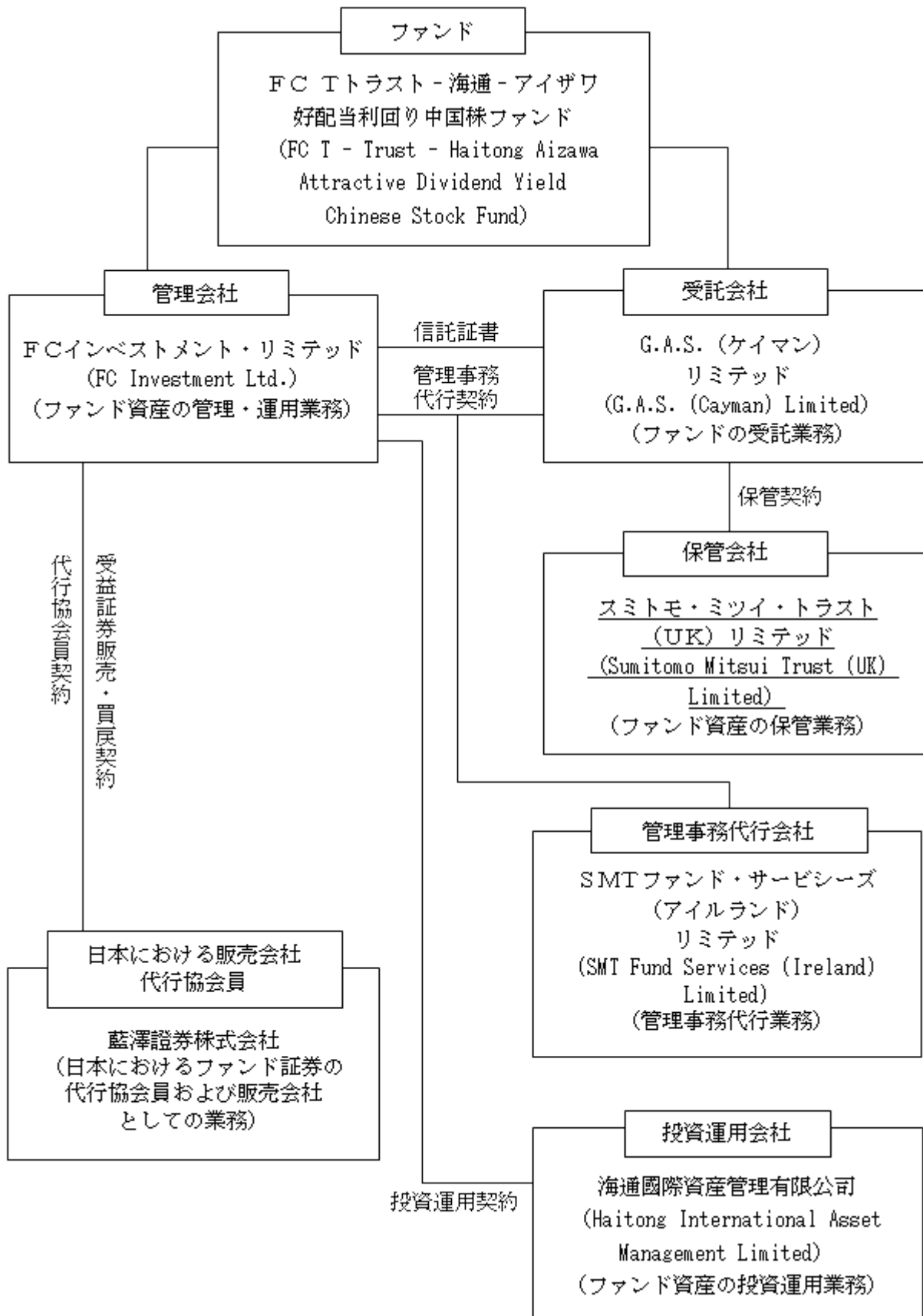
基本信託証書は、ケイマン法に準拠します。すべての受益者は、基本信託証書および補遺信託証書の条項により権利を与えられ、規定され、これらの条項が通知されたものとみなされます。

(注) 保管会社であったスミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡しました。2020年3月2日以降の保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店です。以下同じです。

## (3) ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;

## ファンドに関するスキーム（関係法人図）



## 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

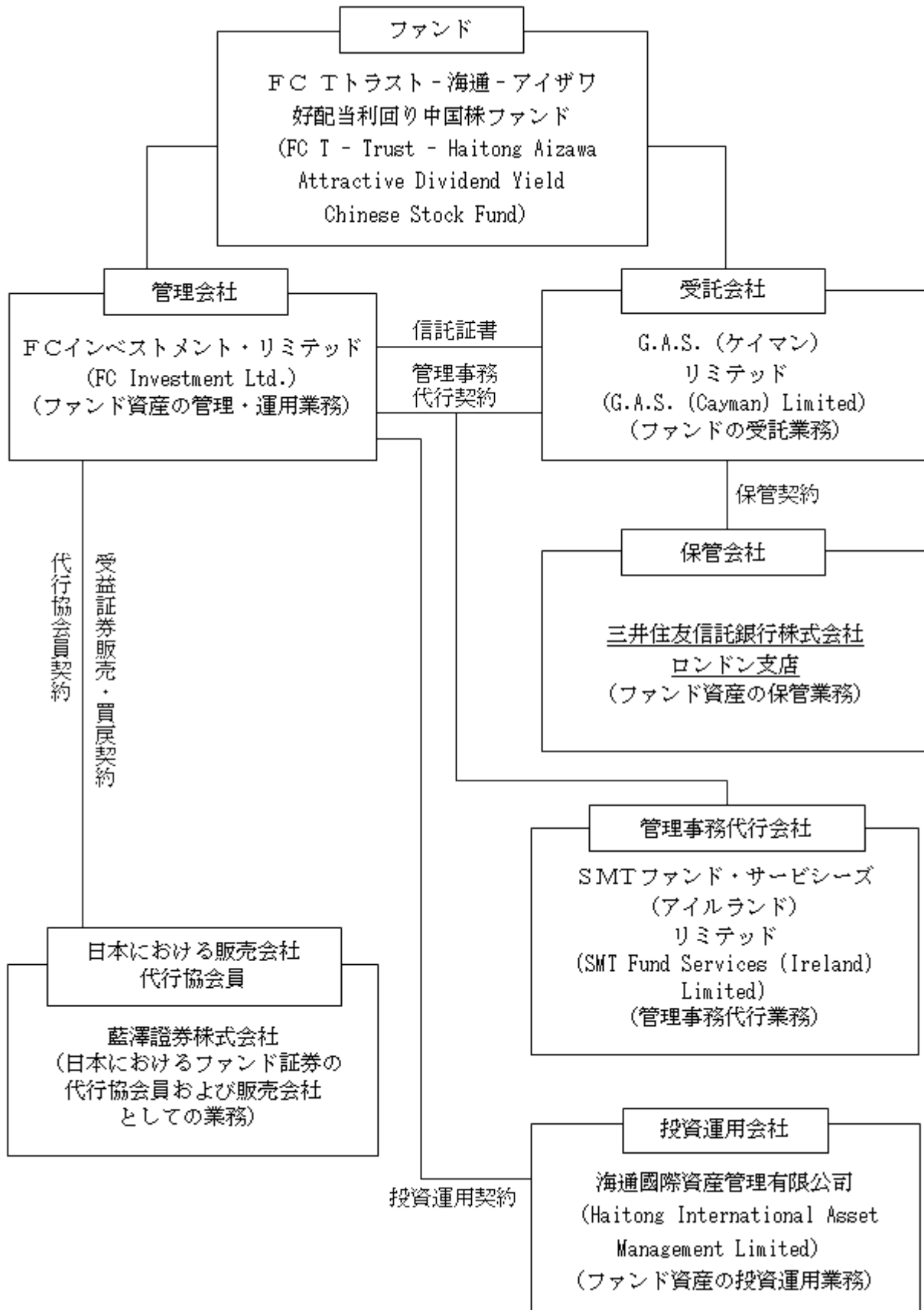
(中略)

スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)	保管会社	保管契約(注3)を受託会社と締結。ファンド資産の保管業務を提供します。
--	------	-------------------------------------

(後略)

&lt;訂正後&gt;

## ファンドに関するスキーム（関係法人図）



## 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

(中略)

三井住友信託銀行株式会社 ロンドン支店	保管会社	保管契約(2020年3月2日付で変更済)(注3)を受託会社と締結。ファンド資産の保管業務を提供します。
------------------------	------	---

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

##### b. 日本における申込手数料

&lt;訂正前&gt;

(前略)

申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の <u>3.24%</u> (注)(税抜3.00%、税0.24%)
1万口以上5万口未満	申込金額の <u>2.70%</u> (注)(税抜2.50%、税0.20%)
5万口以上	申込金額の <u>2.16%</u> (注)(税抜2.00%、税0.16%)

(注)消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みです。引上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、それぞれ3.30%(1万口未満)、2.75%(1万口以上5万口未満)および2.20%(5万口以上)となります。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の <u>3.30%</u> (税抜3.00%、税0.30%)
1万口以上5万口未満	申込金額の <u>2.75%</u> (税抜2.50%、税0.25%)
5万口以上	申込金額の <u>2.20%</u> (税抜2.00%、税0.20%)

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt;訂正前&gt;

(前略)

#### 4. スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド(Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)(「保管会社」)

##### (1) 資本金の額

2019年1月末日現在、1,784,806英ポンド(約2億5,501万円)

(注)英ポンドの円貨換算は、2019年1月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=142.88円)によります。

##### (2) 事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。保管会社は、英国金融行為監督機構により英国において保管業務を行うことを認可されています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

4. 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch) (「保管会社」)

(1) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2019年3月末日現在、3,420億円です。

(2) 事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けています。

(後略)

## 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

4. スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) (「保管会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

4. 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch) (「保管会社」)

(後略)